〇〇〇　規約

(名称)

1. 本会は、〇〇〇と称する

(目的)

第２条　本会は、●●株式会社と株式会社●●が連携することにより、地域のものづくり産業の発展に資することを目的とする。

(事業)

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

1. 新商品開発に関すること
2. 販路拡大に関すること

(構成)

第4条　本会は別表に掲げる者(以下「委員」という)をもって構成する。

２　委員の追加等の変更は、本会の会議(以下「会議」という)での審議をもって決定する。

(役員)

第5条　本会は次の役員を置く

1. 代表
2. 副代表
3. 監事

２　役員の選出は委員の互選によって決定する。

(役員の職務)

第6条　各役員の職務は次のとおりとする。

1. 代表は本会を代表して会を総括し、会議を招集し、議長となる。
2. 副代表は代表を補佐し、代表事故のある時は、これ代行する。
3. 監事は、当グループの会計を監査する。

(会議)

第7条　会議は、必要に応じて代表が招集し、代表がその議長となる。

２　会議は次の事項を審議決定する。

1. 事業計画及び収支予算に関すること
2. 事業報告及び収支決算に関すること
3. 規約の制定及び改廃に関すること
4. 委員の追加に関すること
5. その他運営に関わる事項に関すること

３　会議は、委員の過半数の出席で成立する。ただし、委員がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、欠席委員が指名する代理人を出席させることができる。

４　会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第8条　本会の運営に関する経費は負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第9条　本会の事業年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1年間とする。ただし、初年度においては規約制定の日から直近3月31日までとする。

(解散)

第10条　本会は委員総数の3分の２以上の議決をもって解散する。

(雑則)

第11条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

附則

この規約は、令和○年〇月〇〇日から施行する。

〇〇〇　委員名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 役職 | 氏名 | 所属 | 役職 | 備考 |
| １ | 代表 | 〇〇　▽▽ | 株式会社●● | 代表取締役 |  |
| ２ | 副代表 | ◇◇　● | ●●株式会社 | 代表取締役 | 幹事 |
| ３ | 監事 | ▽　◇ | 株式会社●● | 社外取締役 |  |
| ４ | 委員 | ●●　〇〇 | ●●株式会社 | 専務取締役 |  |